



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

769	要措置区域の指定	(環境管理課).....	1
770	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	2
771	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
772	生活保護法による指定介護機関の廃止	(").....	2
773	生活保護法による指定医療機関の辞退	(").....	3
774	生活保護法による医療機関の指定	(").....	3
775	生活保護法による介護機関の指定	(").....	3
776	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	4
777	職業訓練指導員試験の実施	(労働政策課).....	4
778	保安林予定森林	(森林整備課).....	7
779	〃	(").....	7
780	保安林の指定	(").....	7
781	漁船損害等補償法の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の 消滅	(資源管理課).....	8
782	〃	(").....	8
783	和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更	(").....	8

○ 正誤

平成27年4月24日付け和歌山県報第2652号和歌山県告示第497号中	8
平成27年6月5日付け和歌山県報第2664号和歌山県告示第669号中	9

告 示

和歌山県告示第769号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により、同条第4項に規定する要措置区域を次のとおり指定する。

平成27年6月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 要措置区域

和歌山県海南市岡田字大坪422-1の一部(別図のとおり)

2 土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

(1) 第一種特定有害物質 テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレン

(2) 第二種特定有害物質 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 当該要措置区域において講ずべき指示措置

(1) 2(1)及び(2)の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていない土地(別図の1から9まで及び11から17までの区画) 規則別表第5の1の項中欄に定める地下水の水質の測定

(2) 2 (1) の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（別図の10の区画） 規則別表第5の2の項中欄に定める原位置封じ込め又は遮水工封じ込め（別図は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南保健所衛生環境課並びに海南市くらし部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第770号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成27年8月4日まで縦覧に供する。

平成27年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成27年6月4日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山コミュニティ情報研究所

3 代表者の氏名

岩田誠

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市広瀬中ノ丁一丁目3番1号

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県全域の活性化を図るために、大学・地域社会・企業の三者の資源、人的ネットを結び付けた研究所である。共同研究を進め活性化の理論モデルを提示して、実際の現場に踏み込み、地域住民とともに、プロジェクトを効果的に推進する。既存のシンクタンク、大学の研究機関とは色合いを異にした、フットワークを武器にした実行力ある研究所を目指す。大学と社会の連携を図り、和歌山の新しい姿を書籍出版などで全国に情報発信、更にコミュニティビジネスのふ化器の役割も果たし、地域社会に貢献することを目的とする。

和歌山県告示第771号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
橋病新 1-26	伊藤病院	橋本市高野口町伏原1011	平成 27. 4. 30

和歌山県告示第772号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があった

ので、次のとおり告示する。

平成27年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
紀州エア・ウォーター株式会社	和歌山市雑賀崎2017-29	紀州エア・ウォーター株式会社愛らんど有田	有田郡有田川町小島313-7	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成27.3.31
一般社団法人和歌山県接骨師会	和歌山市太田143-4	和柔整・きたおか接骨院	御坊市湯川町財部662-1 とらやビル1階	居宅介護支援	平成27.5.12

和歌山県告示第773号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	名称	所在地	辞退年月日
海南歯新28-27	児島歯科医院	海南市船尾194	平成27.7.31
海南医新47-27	吉村皮膚科	海南市築地1-44	平成27.8.1

和歌山県告示第774号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
橋病新5-27	伊藤病院	橋本市神野々1105	平成27.5.1
橋医新63-27	伊藤クリニック	橋本市高野口町伏原1011	平成27.5.1

和歌山県告示第775号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年6月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社ティー・ケー・シー	海南市幡川216-5	つくし薬局	海南市幡川216-5	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成27.3.2
一般社団法人和歌山県接骨師会	和歌山市太田143-4	和柔整・きたおかケアプランニング	御坊市菌105-2	居宅介護支援	平成27.5.12
社会福祉法人萩原会	伊都郡九度山町河根807-64	友愛苑ヘルパーステーション	伊都郡九度山町河根807-64	訪問介護・介護予防訪問介護	平成27.5.20
有限会社ケアネット	橋本市神野々1201-1	ケアネット居宅介護支援事業所	橋本市神野々1201-1	居宅介護支援	平成27.6.1
医療法人南労会	大阪市港区弁天二丁目1-30	医療法人南労会みどりクリニック	橋本市岸上22-1	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	平成27.6.1

和歌山県告示第776号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年6月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3050100647	和歌山YMCAシードクラブ	和歌山市太田一丁目12番13号	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人和歌山YMCA	和歌山市太田一丁目12番13号	平成27.7.1

和歌山県告示第777号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成27年6月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 試験実施職種

別表に掲げる全職種

2 試験科目

指導方法（職業訓練原理、教科指導方法、訓練生の心理、生活指導及び職業能力開発関係法規からなる科目をいう。）

3 試験日時及び場所

(1) 日時 平成27年10月18日（日）午前10時から

(2) 場所 和歌山県民文化会館1階 101会議室

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-436-1331

4 受験資格

(1) 職業訓練指導員試験（指導方法）の受験資格は、次のア及びイの条件を満たすこととする。

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 職業能力開発促進法第44条第1項に規定する技能検定に合格した者であること。

(イ) 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第45条の2第2項及び第3項に規定する者であること。

イ 職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験及び学科試験のうち関連学科が免除される者であること。

(2) 前号の条件を満たす者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人に該当する者

イ 禁固以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 受験の手続

(1) 受験申請に必要な書類

ア 受験申請書

イ 履歴書

ウ 受験資格を証する書面(卒業証明書、実務経験証明書等)

エ 4(1)イに該当することを証する書面の写し

オ 写真(申請前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦4cm、横3cmのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載の上、受験申請書に貼り付けること。)

(2) 受験手数料

3,100円(和歌山県収入証紙を受験申請書に貼り付けるものとする。)

※ 受験申請書受付後は、受験手数料の返還は行わない。

(3) 書類の提出期間

平成27年8月24日(月)から同年9月4日(金)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時まで(郵便による場合は、書留郵便によるものとし、平成27年9月4日(金)までの消印があるものは有効とする。)

(4) 書類の提出先

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課(以下「労働政策課」という。)

和歌山市小松原通一丁目1番地(郵便番号 640-8585)

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合格発表

平成27年11月6日(金)に合格者の受験番号を和歌山県ホームページに掲載するほか、県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者に対して合否を通知する。

7 その他

(1) 受験申請書は、労働政策課、各振興局地域振興部企画産業課、和歌山県立和歌山産業技術専門学院、和歌山県立田辺産業技術専門学院及び和歌山県職業能力開発協会に交付する。

(2) 受験申請書の郵送を希望するときは、切手140円分を同封の上、郵便により労働政策課に申し込むこと。

(3) 試験について不明な点は、労働政策課(電話番号 073-441-2800)に問い合わせること。

別表 職業訓練指導員免許職種一覧 123科

建築物衛生管理科	洋服科	配管科
園芸科	縫製科	住宅設備機器科
造園科	和裁科	さく井科

森林環境保全科	寝具科	土木科
鉄鋼科	帆布製品科	測量科
鋳造科	木型科	建築物設備管理科
鍛造科	木工科	ボイラー科
熱処理科	工業包装科	クレーン科
塑性加工科	紙器科	建設機械運転科
溶接科	製版・印刷科	港湾荷役科
構造物鉄工科	製本科	化学分析科
金属表面処理科	プラスチック製品科	公害検査科
機械科	レザー加工科	木材工芸科
電子科	ガラス科	竹工芸科
電気科	ほうろう製品科	漆器科
コンピュータ制御科	陶磁器科	貴金属・宝石科
発電電科	石材科	印章彫刻科
送配電科	麺科	塗装科
電気工事科	パン・菓子科	広告美術科
自動車製造科	食肉科	デザイン科
自動車整備科	水産物加工科	義肢装具科
自動車車体整備科	発酵科	電気通信科
航空機製造科	建築科	電話交換科
航空機整備科	枠組壁建築科	事務科
鉄道車両科	とび科	貿易事務科
造船科	建設科	流通ビジネス科
時計科	プレハブ建築科	写真科
光学ガラス科	屋根科	介護サービス科
光学機器科	スレート科	理容科
計測機器科	建築板金科	美容科
理化学機器科	防水科	ホテル・旅館・レストラン科
製材機械科	サッシ・ガラス施工科	観光ビジネス科
内燃機関科	畳科	日本料理科
建設機械科	インテリア科	中国料理科
農業機械科	床仕上げ科	西洋料理科
縫製機械科	表具科	臨床検査科
織布科	左官・タイル科	フラワー装飾科
織機調整科	築炉科	メカトロニクス科
染色科	ブロック建築科	情報処理科
ニット科	熱絶縁科	フォークリフト科
洋裁科	冷凍空調機器科	福祉工学科

和歌山県告示第778号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市秋津川字森之尾1093の1・1094の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第779号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市上秋津字中畑3993の209

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中畑3993の209（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第780号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年6月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町大鎌字小森口487、488、字小森奥490(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第781号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成23年和歌山県告示第717号による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は平成27年6月27日限りで消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年6月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

加入区の名称 和歌浦

和歌山県告示第782号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成23年和歌山県告示第718号による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は平成27年6月27日限りで消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年6月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

加入区の名称 那智

和歌山県告示第783号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を平成27年6月16日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成27年6月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

変更後の計画に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局地域振興部企画産業課、有田振興局地域振興部企画産業課、日高振興局地域振興部企画産業課、西牟婁振興局地域振興部企画産業課及び東牟婁振興局地域振興部企画産業課に備え置いて縦覧に供する。

正 誤

正 誤

平成27年4月24日付け和歌山県報第2652号和歌山県告示第497号中

ページ	行目	誤	正
18	上から11	沼1(Ⅱ-40073)、沼2(Ⅱ-40074)、沼3(Ⅱ-40075)、沼4(Ⅱ-40076)、沼5(Ⅱ-40077)	沼1(Ⅱ-40239)、沼2(Ⅱ-40240)、沼3(Ⅱ-40241)、沼4(Ⅱ-40242)、沼5(Ⅱ-40243)

正 誤

平成27年6月5日付け和歌山県報第2664号和歌山県告示第669号中

ページ	行目	誤	正
3	上から3	平成27年8月24日(月)から同月28日(金)まで	平成27年9月14日(月)から同月18日(金)まで